

環自総発第 060227001 号
平成 18 年 2 月 27 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 温泉主管部局長 殿

環境省自然環境整備担当参事官

「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の
設備構造等に関する基準」の周知について（依頼）

平素より温泉行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、別添のとおり「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を定めたのでお知らせいたします。

御承知のとおり、硫化水素含有泉利用施設については、昭和 50 年 7 月に発出された「温泉の利用基準について」（環境庁自然保護局長通知、平成元年一部改正）により、その適正な利用が図られるよう周知してきたところであります。

しかしながら、その後も各地の工場や登山中などにおいて、硫化水素が原因となる死亡事故が発生しており、昨年末にも秋田県内の温泉地において硫化水素が原因となる死亡事故が発生したことから、今般、硫化水素含有泉利用施設の利用基準の一部を見直し、改めて「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を定めました。

貴職におかれましては、貴管内の温泉利用許可者及び温泉利用施設等の管理者に対し、更なる注意喚起をするとともに適切な指導をお願いします。

なお、本基準は、平成 18 年 3 月 1 日付けで官報掲載（環境省告示第 59 号）します。

また、温泉を飲用に供する場合の取扱いについては、引き続き現行の「温泉の利用基準について」の第二「飲用利用基準」に基づき実施されますようお願いいたします。なお、今後必要に応じて通知の見直しをすることがあり得ますので念のため申し添えます。

更に、最近いくつかの温泉地において、雪崩れや崖崩れなどによる死傷事故が発生しております。温泉利用施設内の安全対策を図るとともに、温泉地内の危険箇所の把握、点検を実施し、注意標識やパンフレット等を活用し、利用者に対して周知を図るなど、更なる安全対策を実施するよう関係部局等とも連携を図りつつ、事故の未然防止に万全を期するようお願いいたします。